## 国民年金保険料の納付に困ったら

### ○国民年金保険料免除・納付猶予制度をご利用ください

経済的に国民年金保険料を納めることが困難な場合に、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用することができます。国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後の年金(老齢基礎年金)や、障害、死亡といった不慮の事態が発生した際の年金(障害基礎年金・遺族基礎年金)が受け取れない場合があります。納付にお困りの際は、お早めにご相談ください。

	保険料免除制度	申請者本人・配偶者及び世帯主の所得により審査され、承認されると保険料の納付が免除されます。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。 ※学生の方は、学生納付特例制度を利用してください。	
保険料納付猶予制度		20歳から50歳未満の方を対象とした制度です。本人・配偶者の所得により審査され、承認されると保険料の納付が猶予されます。	

# 納付免除 納付猶予 学生特例

老齢基礎年金の 受給資格期間に	老齢基礎年金額に	障害・遺族基礎年金 の受給資格期間に	追納できる期間
入る	減額となるが 反映される	入る	10年以内
入る	反映されない	入る	10年以内
入らない	反映されない	入らない	2年以内

- ※受給の審査・決定は日本年金機構が行います
- ※追納は原則古い期間の分からの納付となります

### ○国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

・国民年金保険料の追納をおすすめします

国民年金保険料の免除や納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。しかし、未納分の保険料を後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。

追納のお申込み・ご相談は苫小牧年金事務所【☎0144-36-6135(ナビダイヤル)】 へお 問い合わせください。

# ○マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができます

《対象手続き》

- ・国民年金第1号被保険者加入の届け出(退職 後の厚生年金からの変更等)
- ・国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
- ・国民年金保険料 学生納付特例の申請 《メリット》
- ①24時間365日申請可能
- ②スマートフォンから申請可能
- ③処理状況や申請結果の確認が可能

### ○マイナポータルとねんきんネットをつなげる とほかの機能を利用することができます

- ・日本年金機構からのお知らせをマイナポー タルで受け取れる
- ・年金記録の確認
- ・将来の年金見込み額の試算

#### 《必要なもの》

- ・マイナンバーカード
- ※マイナポータルの利用者登録が必要となります

問 ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

苫小牧年金事務所 ☎ (

**5** 0144-36-6135

Ⅲ 国民年金機構(https://www.nenkin.go.jp/)





## 児童手当の制度と受給手続きについて

「児童手当」とは、中学校修了前までの児童(15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に貢献するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的とした制度です。

請求者 (受給者)	ご家庭での生計中心者 (原則、収入が高く、税法上扶養している方や、児童と同一の健康保険に加入されてい る方になります。)				
対象児童 及び 支給月額	所得制限額未満の方  ・0~3歳未満  ・3歳~小学校修了前(第1子・第2子)  ・3歳~小学校修了前(第3子以降)  ・中学生  所得制限額以上所得上限限度額以内の方 (当面の間の特例給付)  所得上限限度額以上の方  ※子の年長者(18歳到達後の最初の3月31と数えます。	一律15,000円 10,000円 15,000円 一律10,000円 一律5,000円 支給なし 日まで対象)から第1-	子、第2子・・・		
所得制限額					
支払時期	6月、10月、2月の各月10日に支給(支給日が土日、祝日の場合はその前日) ※各前月までの分を支払い( 例 )6月10日には、2~5月分の手当を支払いします。				
請求手続き	お近くの役場窓口へ次のものを持参してください。 ・請求者名義の普通貯金通帳 ・請求者及び配偶者等のマイナンバー(個人番号カード又は通知カード) ※「通知カード」を提示される方は運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。 ・請求者及び児童の健康保険証(日高町国保加入者の場合は不要) 上記のほかにも必要に応じて書類を提出していただく場合があります。				
注意事項	・公務員の方は勤務先へ請求してください。 ・原則として、認定請求した翌月からの受給となりますので、忘れずに手続きしてくだ さい。 ・受給認定されている方でも対象児童が増えた方などは手続きが必要です。				

## 「現況届」の提出が必要な場合について

児童手当継続支給のため、例年6月に「現況届」を提出いただいておりましたが、現況を公簿等で確認できることとなりましたので、「現況届」の提出が不要となります。

ただし、以下の方は、「現況届」の提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が日高町と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方



3 役場子育で健康課 子育で支援グループ☎ 01456-2-6183総合支所地域住民課 福祉・保険グループ☎ 01457-6-3173